

第1種使用規程承認済み
遺伝子組換え作物の開放系栽培に係る
ガイドライン 指針 方針一覧

遺伝子組換え作物栽培に係るガイドライン、指針等の比較表

	茨城県 遺伝子組換え農作物の栽培に係る方針 (H16.3.4)	滋賀県 遺伝子組換え作物の栽培に関する滋賀県指針 (H16.8.20)	岩手県 遺伝子組換え食用作物の栽培規制に関するガイドライン (H16.9.14)
前文	背景	<p>1 遺伝子組換え作物に対する現状認識</p> <p>(1) 遺伝子組換え技術は、バイオテクノロジーの中核的技術として大きな可能性を持ち、食料問題や環境問題等を解決する上でのキーテクノロジーとして位置づけられる。</p> <p>(2) 遺伝子組換え作物の栽培面積は、世界で6,770万ヘクタール(2003年)に拡大しており、大豆の95%を輸入に依存しているわが国では、国内消費の約6割が組換え大豆といわれているが、現時点では国内における商業的な栽培は行われていない。</p>	<p>策定の趣旨</p> <p>遺伝子組換え技術などのバイオテクノロジーは、農林水産業、食品工業等の産業振興を図る上で極めて有用であり、安定した食料生産、環境調和型産業の創出などにつながる重要な技術として研究開発が進められてきているが、遺伝子組換え食品に対しては、全国の消費者を対象とした意識調査において、食品として不安との回答割合が高いなど、多くの消費者が不安を感じている状況にある。</p>
	法、条例、国の指針等との関係	<p>(3) 遺伝子組換え作物の使用等による生物多様性影響の防止については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ法」という。)(平成15年法律第97号)」(平成15年法律第97号)による第1種使用規程(開放系での使用)の承認を通じて確保される仕組みが構築されている。</p> <p>(4) 遺伝子組換え作物の食品としての安全性審査については、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果をもとに、食品衛生法に基づき、厚生労働省によって安全性の確認が行われている。</p>	<p>遺伝子組換え作物の栽培等については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下、「カルタヘナ法」という。)により取扱いが規制されているが、その対象は野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼす影響等であり、花粉飛散による周辺栽培作物への交雑等の影響については考慮されていない。</p> <p>一方、農林水産省では、自らが所管する試験研究機関が実施する栽培実験を対象に、「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」(以下、「実験指針」という。)を定め、周辺栽培作物との交雑等を防止する措置を講じている。</p>
	消費者・生産者の不安、ブランドイメージ	<p>しかしながら、遺伝子組換え農作物については、現在のところ、多くの国民が食品として食べることに不安があることや、花粉が飛んで一般農作物との交雑・混入が起ると、その農作物の生産・販売に混乱が生じる恐れがあることなどの状況にある。</p> <p>これらの不安や混乱を未然に防いでいくため、法による第一種使用等の承認を受けた遺伝子組換え農作物であっても、県内の開放系のほ場における栽培については、下記のとおりとする。</p>	<p>(5) 一方、遺伝子組換え作物については、依然として消費者の不安が払拭され、安心して受け入れられる状況に至っておらず、生産者にとっても、遺伝子組換え作物と一般農作物との交雑や混入の懸念などの不安を抱えている状況にある。</p>
策定の目的、ねらい		<p>2 指針策定のねらい</p> <p>(1) 最新の科学的知見のもとで、国による遺伝子組換え作物に関する安全性の確保が図られているものの、消費者や生産者の不安から発生が懸念される本県産農産物に対する風評被害や生産・流通面における混乱の防止を図る。</p> <p>(2) とりわけ、本県では環境こだわり農産物の認証制度を創設し、そのブランド化を推進していることから、交雑・混入の懸念を払拭するため、遺伝子組換え作物の栽培については、本指針に基づき慎重に指導する。</p> <p>(3) 消費者や生産者、研究機関、さらには行政機関等相互のコミュニケーションを充実することにより、遺伝子組換え技術をはじめバイオテクノロジーに関する正しい理解の促進を図る。</p>	

		東京都 都内での遺伝子組換え作物の栽培に係る対応指針(案)(H17.10.31)	徳島県 遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドライン(素案)(H18.1)
前文	背景		1 ガイドライン作成の背景とそのねらい (1) 遺伝子組換え技術は、生物工学の中核的技術として注目されており、食料問題等地球規模の課題を解決するキーテクノロジーとされる側面もある。 (2) しかしながら、遺伝子組換え作物については、現状では食品としての安全性に危惧を抱いている消費者も多く、生産者も遺伝子組換え作物と非組換え作物との交雑等を不安視している状況にある。
	法、条例、国の指針等との関係		(3) 国では、平成16年に施行された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以後「カルタヘナ法」という。)」により、その使用の承認を通じて生物の多様性を確保する仕組みが構築されており、食品としての安全性については、「食品衛生法」に基づき、厚生労働省による確認がなされている。 (4) 徳島県では、平成17年度に「徳島県食の安全安心推進条例」を制定し、その中で「遺伝子組換え作物の栽培等に起因する遺伝子組換え作物と他作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。」と規定した。
	消費者・生産者の不安、ブランドイメージ	1 遺伝子組換え作物の栽培に対する基本認識 遺伝子組換え作物が環境に与える影響や、食品としての安全性の評価については、一定の基準に基づき国で実施されているところであるが、都民は遺伝子組換え作物の実用化に不安を抱いているのが現状である。 したがって、遺伝子組換え作物を栽培する場合に、地域への適切な情報提供や周辺作物との交雑防止措置など、一定のルールに基づく配慮がなければ、地域で混乱が起こる可能性がある。	(5) 本県では豊かで充実した食料の提供を目標に、消費者に信頼され購入されるブランド品目の育成を目指す「新鮮とくしまブランド戦略」を展開しているが、このガイドラインにより、消費者や生産者の不安を解消し、本県農産物のブランドイメージを守ることを目的とする。
	策定の目的、ねらい	2 指針策定の目的 この指針は、遺伝子組換え作物の栽培によって生じる一般農作物との交雑と収穫後の混入、またそれに伴う経済的被害など生産・流通上の混乱を未然に防止し、都内産農産物が今後も引き続き都民の信頼を得ていくことを目的とする。	

		茨城県	滋賀県	岩手県
対象	指針の対象範囲		3 指針の位置づけと適用範囲 (1) 本指針は、県内における当面の遺伝子組換え作物の栽培に関する取扱いを定めた生産者向けの指針とし、今後の技術革新や県民理解の状況等を踏まえて、指針の内容を検証し、見直しを行う。 (2) 本指針は、カルタヘナ法による第1種使用規程の承認を受け(法施行前において「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」に基づく環境の安全性評価が行われたものを含む)、かつ食品衛生法に基づき食品としての安全性が確認された遺伝子組換え作物の県内の一般ほ場における栽培に適用する。	II ガイドラインの適用範囲 本ガイドラインは、カルタヘナ法により第1種使用規程(開放系使用)の承認を受けた遺伝子組換え食用作物(食用作物以外の遺伝子組換え作物であって、一般の食用作物と交雑する可能性のあるものを含む。以下、同じ。)の県内における次の栽培に適用する。 (1) 一般ほ場における栽培 (2) 試験研究機関の実験ほ場における栽培(実験指針に基づいて厳格にリスク管理される栽培は除く。)
情報収集・提供	県から住民への情報提供 組換え作物栽培者から県への情報提供	記 1 開放系のほ場で、法による第一種使用等の承認を受けた遺伝子組換え農作物を栽培しようとする者は、事前に、県に対して栽培に関する情報提供を行うこととする。	4 県の方針 (1) 一般ほ場における栽培の取扱い 県は、遺伝子組換え作物の栽培計画を事前に把握するため、市町村や農業団体等の協力を得ながら、生産者および生産者に委託して栽培を行う者(以下「生産者等」という。)に対して情報の提供を求める。	III 県の方針 1 栽培動向調査及び情報提供 (1) 県は、毎年度、市町村、農業団体等の協力を得て、遺伝子組換え食用作物の栽培計画や栽培状況を調査し、その結果について県民に情報提供する。 (2) 県は、遺伝子組換え食用作物をほ場において栽培しようとする者がいる場合は、栽培に関する情報提供を行うよう求める。
組換え作物栽培者への要請・行政指導	栽培中止の要請		上記により栽培計画を把握した場合、当該作物の実用(商業用)栽培を行おうとする生産者等に対しては、関係市町村および農業団体とともにその栽培の自粛を要請する。	2 一般ほ場における栽培の取扱い (1) 県は、遺伝子組換え食用作物の一般ほ場における栽培を行おうとする者に対して、関係市町村及び農業団体とともに、その栽培の中止を要請する。
	周辺住民への説明要請 交雑防止措置の要請	2 開放系のほ場のうちの一般ほ場で、法による第一種使用等の承認を受けた遺伝子組換え農作物を栽培しようとする者は、以下のことに十分留意することとする。 (1) あらかじめ、関係する市町村、近隣耕作者、農業団体等の理解を得ること (2) 一般農作物との交雑・混入防止の措置を徹底すること	上記により栽培計画を把握した場合、当該作物の試作(試験栽培)を行おうとする生産者等に対しては、周辺の地域住民への情報の提供を行うとともに、生産・流通上の混乱を招かないよう、農林水産省が定めた「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」に準じて隔離距離をとるなど、周辺農作物との交雑や収穫物の混入防止等の措置を講じることがを要請する。	(2)(1)の要請に応じない場合、県は、栽培を行おうとする者に対して、近隣にほ場を有する農家等に栽培計画を説明し理解を得ること及び実験指針に準じた隔離距離の確保など周辺栽培作物との交雑や収穫物の混入防止等の措置を徹底することを要請する。
	栽培が判明した場合の対応		県は、遺伝子組換え作物の栽培が行われていることが判明した場合には、関係市町村および農業団体の協力を得て、速やかに実態を調査するとともに、当該生産者等に対し、その栽培について上記 または に準じた対応を要請する。	(3) 県は、遺伝子組換え食用作物の一般ほ場における栽培が判明した場合は、関係市町村及び農業団体等の協力を得て、栽培の実態を調査するとともに、栽培者に対して上記(1)又は(2)に準じた対応を要請する。
	指導に従わない場合の対応		実際に、一般ほ場において栽培が行われた場合には、県は必要に応じ、関係者の協力を得て、栽培状況等の調査を行うとともに、栽培終了後に、生産者等に対して栽培状況ならびに交雑・混入防止に関して講じた措置等について報告を求める。	(4) (2)又は(3)の県の要請に応じないで一般ほ場における栽培を開始又は継続した場合は、近隣にほ場を有する農家等に栽培の実態についての情報を公表する。

		東京都案	徳島県案
対象	指針の対象範囲	3 指針適用対象の範囲 この指針の適用範囲は、カルタヘナ法による第一種使用等を対象とし、農業者等が都内の一般ほ場で行う遺伝子組換え作物の栽培及び試験研究機関等が都内の隔離ほ場で行う遺伝子組換え作物の試験研究栽培とする。 なお、第二種使用等については除外する。	2 ガイドラインの対象範囲 (1) 本ガイドラインは、県内における遺伝子組換え作物の栽培に関する取扱いを定めた栽培者向けのものであり、現在までの生物工学の技術レベルや県民の意識を勘案した当面のガイドラインであることから、今後の技術革新等により見直しを行うものとする。 (2) 本ガイドラインは、カルタヘナ法による第1種使用規程の承認を受けた遺伝子組換え作物のうち、食用に供される農作物の県内の開放系ほ場における栽培について適用する。
情報収集・提供	県から住民への情報提供 組換え作物栽培者から県への情報提供	4 指導方針 (1) 一般ほ場での栽培 都は、都内の一般ほ場で遺伝子組換え作物を栽培しようとする者に対して以下により指導する。 ア) 事前に近隣住民や農業者に十分な情報公開を行い、栽培について理解を得ること イ) 非組換え作物との交雑防止措置や収穫後の混入防止措置を図ること ウ) 交雑・混入が生じた場合の措置や経済的被害への対応の考え方、管理責任者などを明らかにすること エ) 上記事項を明記した栽培計画書を事前に都に提出すること	3 県の方針 (1) 開放系のほ場で、カルタヘナ法による第1種使用等の承認を受けた遺伝子組換え食用作物を栽培しようとする者は、事前に県に対して届け出るものとする。 (4) 栽培者は、遺伝子組換え作物を栽培しようとする開放系ほ場に看板を設置するなどにより情報の提供に努めるとともに、栽培を開始したときは、ただちにその旨を県に届け出るものとする。 (5) 県は、遺伝子組換え食用作物が栽培された時には、その栽培状況を調査するとともに、その栽培の実態等について県民に対し情報を提供する。 (6) 栽培者は、遺伝子組換え作物の収穫時にその状況を県に報告するものとし、県はその情報を県民に提供する。
組換え作物栽培者への要請・行政指導	栽培中止の要請	4 指導方針 (2) 当面の対応 一般ほ場における栽培について、審査体制が整うまでの当面の間は、食用作物に交雑するおそれのある遺伝子組換え作物については、これを栽培しないよう指導する。	
	周辺住民への説明要請 交雑防止措置の要請	4 指導方針 (1) 一般ほ場での栽培 都は提出された栽培計画書を個別に審査し、その妥当性を判断するとともに、必要に応じて助言指導を行う。	3 県の方針 (2) 届け出をしようとする者は、あらかじめ、交雑が生じた場合に多大な影響を受ける範囲として知事が定める範囲内において非組換え作物を栽培する者に対し、当該届け出に係る開放系一般栽培の内容を周知するものとする。 (3) 県は、届け出を受理した場合、県民に対し情報の提供を行い、また、栽培者は、周辺農作物との交雑・混入や収穫物と非組換え作物との混入防止措置等をとるものとする。
	栽培が判明した場合の対応	上記に抛らず遺伝子組換え作物を栽培していることが判明した場合は、都は栽培者に対し上記の に準じた対応を行うよう指導する。	
	指導に従わない場合の対応	4 指導方針 (4) 公表 (1) から (3) の指導に応じないで遺伝子組換え作物を栽培しようとする場合には、その旨を公表する。	3 県の方針 (7) 県は、遺伝子組換え作物の栽培者が上記 (1)、(2)、(4)、(6) に従わない場合は、その状況を県民に公表する。

		茨城県	滋賀県	岩手県
試験研究	試験研究機関(研究ほ場)の対応			3 試験研究機関の実験ほ場における栽培の取扱い 県は、県内の試験研究機関が実験ほ場で遺伝子組換え食用作物を栽培する場合は、実験指針に基づいて行うよう要請する。
	遺伝子組換え技術の啓発、情報交換		4 県の方針 (2) 遺伝子組換え作物に対する県民理解の促進 県は、遺伝子組換え技術をはじめとするバイオテクノロジーについて、消費者や生産者等の関心に的確に対応した、正確できめ細かな情報提供を行い、遺伝子組換え技術等に対する正しい理解の促進に努める。 県は、遺伝子組換え作物の栽培等に関する情報交換等を行うため、必要に応じて、市町村や農業団体等との連絡会議を開催する。	4 遺伝子組換え技術等に関する情報提供 県は、遺伝子組換え技術等について、消費者や生産者、行政機関等に対して積極的な情報提供に努める。
啓発・今後の対応	今後の予定、検証		5 検討委員会の設置 県は、本指針の検証および見直し等について意見を聴くため、学識経験者、消費者および生産者等で構成する検討委員会を設置する。	5 ガイドラインの定期的検証 県は、社会情勢の変化や本ガイドラインの運用結果等を踏まえて、概ね3年毎にガイドラインの内容を検証し、必要に応じてその見直しを行う。

		東京都案	徳島県案
試験研究	試験研究機関(研究ほ場)の対応	<p>4 指導方針</p> <p>(3) 隔離ほ場での試験研究栽培 都は、都内の隔離ほ場で試験研究栽培をしようとする者に対し、事前に都に情報提供を求める。また、「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」に準拠するとともに、万一、交雑・混入が生じた場合の措置や経済的被害への対応の考え方を付加した実験指針を策定するよう指導する。</p>	
	遺伝子組換え技術の啓発、情報交換	<p>5 都の対応</p> <p>(1) 都の施策の方向 都の試験研究 遺伝子組換え研究については、当面、食用作物は対象としない。 農業振興施策 都内産農産物の「安全・安心」を確保するための施策を推進するとともに、将来に向けて遺伝子組換え作物との「共存」施策を検討していく。 情報公開 遺伝子組換え作物の問題について、積極的に情報提供を行い、都民の間で論議を深めていくとともに、食や農に対する知識や理解を深め、風評被害の防止に努めていく。</p>	
	啓発・今後の対応 今後の予定、検証	<p>(2) 国への要望 以下の事項について、国へ要望していく。 般ほ場における遺伝子組換え作物の栽培指針を策定すること 「第1種使用規定承認組換え作物栽培実験指針」に経済的被害への対応の考え方を追加するとともに、大学等の実験施設へも適用させること 非組換え作物との交雑など周辺環境への影響に関する調査・研究を充実し、その情報を積極的に提供すること</p> <p>(3) 具体的な実施内容 この指針の実施に関し必要な事項は、別途定める。</p> <p>(4) 指針の見直し この指針は、今後の自然科学的知見や社会状況の変化に応じ、随時、見直しを図っていく。</p>	